

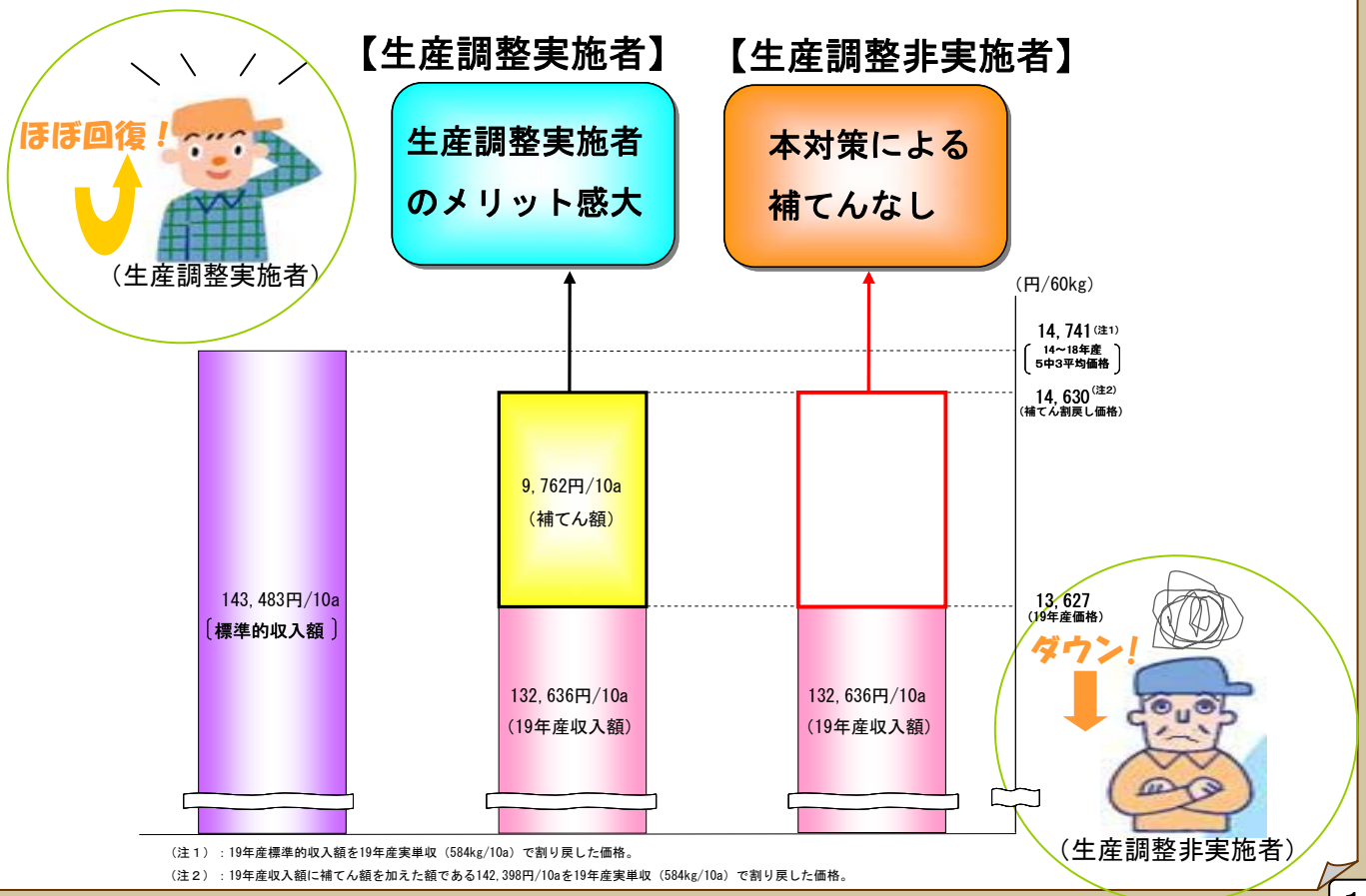
生産調整実施者のメリット措置としての収入減少影響緩和対策

水田経営所得安定対策における収入減少影響緩和対策の19年産の交付金の支払いについては、7月上旬頃までに行われましたが、本対策のポイント、19年産の補てん状況について説明します。

Q なぜ、収入減少影響緩和対策は生産調整実施者のメリット措置と言えるのですか？

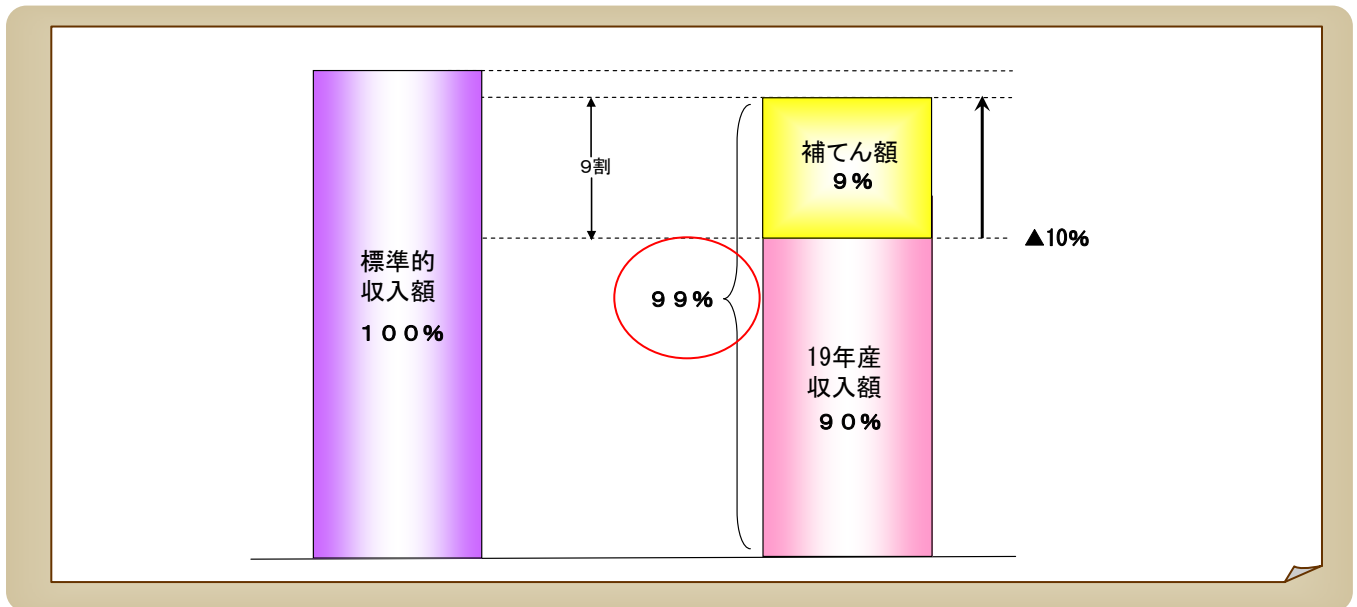
- 本対策の対象者は**生産調整実施者である担い手**です。
- 本対策において、生産調整を実施する担い手の収入（当年産収入額）が過去の平均収入（標準的収入額）よりも減収した場合に**減収額の9割が補てん**されます。（詳しくはp.4参照）
- このため、特に19年産において**米価下落が著しく減収が大きい地域**では**生産調整実施者のメリット感が大きくなっています**。

【米価下落が著しく減収が大きいA県の場合】

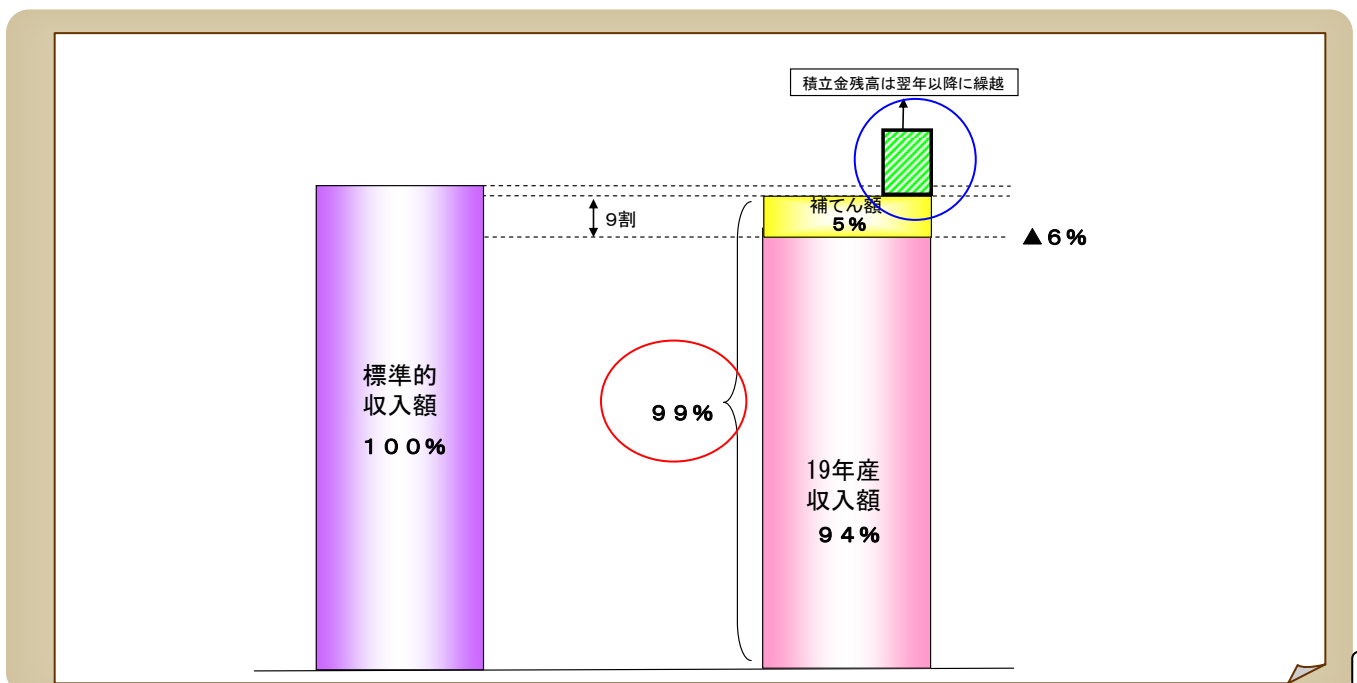


Q 本対策により、どのように収入が回復するのですか？

○本対策は、標準的収入額に対する当年産収入額の減収額の9割を補てんする仕組みであることから、10%の減収の場合、本対策による補てんにより、**標準的収入額の99%まで収入が回復**します。

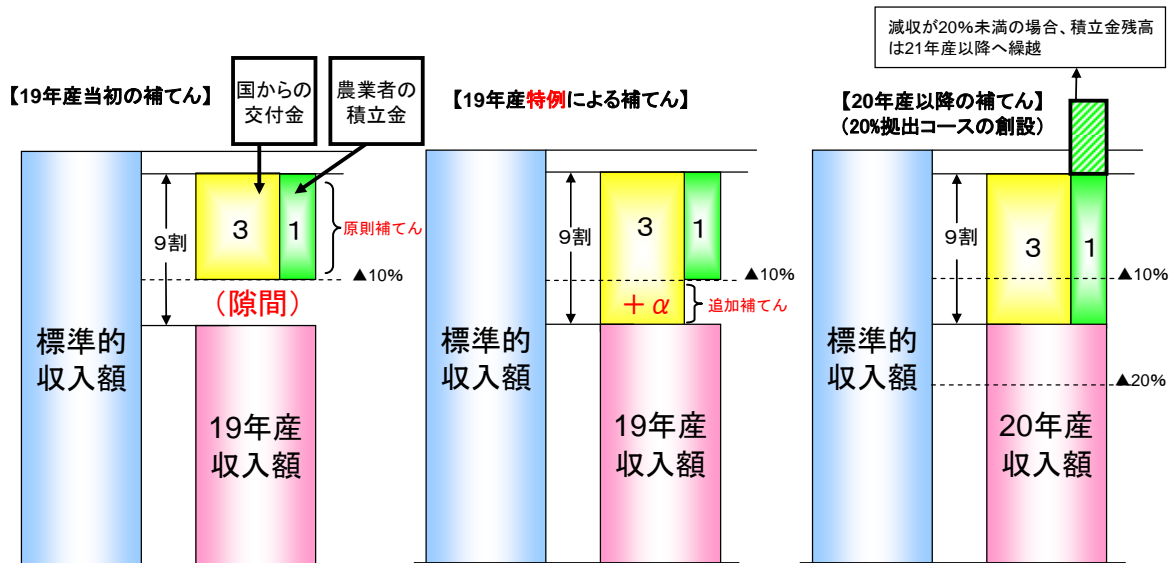


○一方、減収が小さく補てん額が少ない場合でも、**収入額と補てん額を合わせたトータルの収入が確保**されるとともに、**補てん額として使用されなかった農業者からの積立金は翌年産以降に繰越**され、翌年産以降の補てん原資になります。



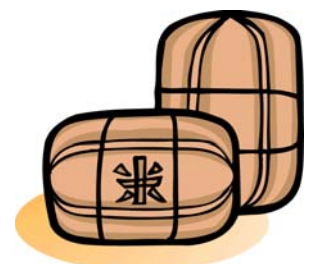
Q 19年産の補てん(米)の状況はどうでしたか？

- 平成19年産米については昨年秋に低水準の価格で取引がスタートしたことから、19年産の特例措置として、10%を超える減収があった場合でも、通常は必要な農業者の積立金の拠出なしに国の負担分による補てんが行われるよう措置しました。
- その結果、米で見ると、10%までの減収に対する補てん（原則補てん）については、本対策への加入者がいない東京都及び大阪府並びに収入が増加した北海道の一部地域を除く45道府県において補てんを実施しました。
- また、当該45道府県中、35道府県の全域又は一部の地域で、10%を超える減収に対応する補てん（追加補てん）を実施しました。
- 交付金の支払い時期については、「従来は7月から10月に交付されていたが、19年産においては農家の収入のない5月から7月に交付が行われ、資金繰りの面で助かった」等の声が聴かれたところです。



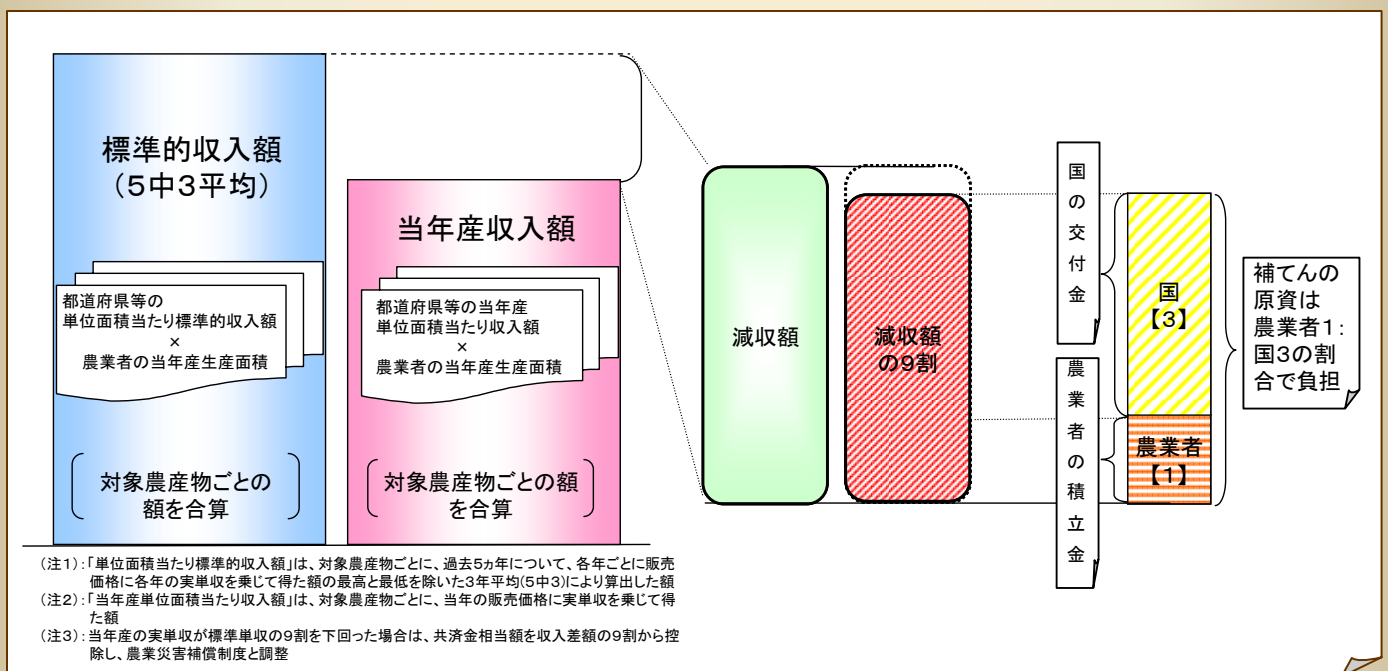
(注)：農業者は選択により、10%の減収を想定した積立金が20%の減収を想定した積立金のいずれかの拠出を行う。

原則補てんが行われた道府県	うち追加的補てんが行われた道府県
45道府県	35道府県
〔北海道は増収した一部地域を除く。〕	〔うち全域27道府県、一部の地域8道府県。〕
東京都及び大阪府は加入者なし。	青森県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、滋賀県、山口県、香川県、愛媛県、大分県を除く。



(参考) 収入減少影響緩和対策の仕組み

- 収入減少影響緩和対策は、生産調整を実施する担い手の収入が、過去の5カ年のうち最高・最低を除く3カ年の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされる仕組み。
- 補てん原資は、農業者1：国3の割合で負担。



「水田・畑作経営相談窓口」(農政安心ダイヤル)

「水田・畑作経営相談窓口」(愛称：**農政安心ダイヤル**)では、水田経営所得安定対策のほか、米政策改革、認定農業者制度、担い手支援施策等、国の制度や施策に関するご相談・ご要望を受け付けています。農業経営に関する個別のご相談も含め、お気軽にご連絡ください。

- 農林水産本省 経営局 経営政策課 TEL 03-6744-2339 FAX 03-3502-6007
 ※ 受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の 10:00~18:00(12:15~13:00を除く)
- 地方農政局、地方農政事務所にも設置されています。
 TEL・FAX番号は、農林水産省ホームページ/担い手と集落営農
<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/> から御確認ください。
 ※ 受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の 9:00~17:00(12:15~13:00を除く)